



本人調書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成26年(ワ)第29256号 平成27年(ワ)第25495号
期日	平成29年11月13日 午前10時00分
氏名	阿部宣男
年齢	61歳
住所	東京都板橋区 [REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} ^{しんじつ} の ^{なにごと}
良心に従って真実を述べ、何事

^{かく} ^{いつわ} の
も隠さず、偽りを述べないことを

^{ちか}
誓います。

氏名 阿部宣男 

原告（反訴被告）代理人（高井）

甲第201号証ないし甲第204号証（各陳述書）を示す

いずれも内容は、阿部さんの話を弁護士のほうで聞き取ってまとめたものということでよろしいですか。

はい。

内容に間違いがないということで確認をして、それぞれの1枚目にサインをして、印鑑を押されたのは御自身ですね。

はい、そうです。

内容、何か訂正するところがありますか。

ございません。

それでは、順番に聞いていきますが、まず松崎議員の陳述書の14ページに、阿部さんがニュース番組のNスタというところで、平成7年の羽化数について、20万匹というのほうですと証言されているというような指摘がありましたが、ホテル施設での蛍の羽化数というのは、大体、何万匹ぐらいだったのでしょうか。

大体、2万匹前後です。

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

3ページ目、こちらを見ますと、平成5年度から9年度にかけて、今おっしゃった2万匹という数字よりは、多くの蛍が羽化していたというような報告がなされているようですが、その理由は何ですか。

これは主管課であった当時、土木部みどりの課のほうで、予算獲得のために10倍ぐらい書いたほうがいいんじゃないかということで、当時の課長及び管理係長から指示がありました。

その上司の指示だったので、今おっしゃった本当の数字よりも、多くの数字を報告せざるを得なかったということがあったということですか。

そうです。

その平成7年当時の20万匹というのほうそですというのは、今御説明があった事実関係を指してらっしゃるということですか。

そうです。

平成5年から9年度の実際の羽化数というのは、何万匹ぐらいだったんでしょうか。

やはりおよそ2万前後だと思います。

平成10年度以降については、報告はどのようにされてますか。

これは、ちょうど土木部みどりの課から主管課のほうで資源環境部、国立センターのほうに移ったので、それを境に正確な数字を書こうと思いました。

上司のほうからも、特に水増しするよというとはなかったということですか。

ありませんでした。

飼育状況、25代にわたる飼育状況ですが、そのときには板橋区に報告されてますね。

はい。

甲第40号証の16（平成22年度上陸確認数平成22年度羽化確認数）を示す
これは22年度のもですが、1枚めくって、このように4月以降、順次、
蛍の幼虫の上陸数や羽化数を報告、板橋区にしてるんですね。

はい、そうです。

甲第41号証（ホテル生態水槽水槽水質検査）を示す

こちらは、水質検査に関する資料ですね。1枚めくりますが、こういった水質検査の状況についても板橋区に報告されてますね。

はい、そうです。

甲第65号証の1（ホテル飼育管理日誌）を示す

こちらはホタル飼育施設管理日誌というもので、1枚めくりますが、このように日ごとに何をやったかということ、逐一記載をされて、右側のところですが、係長や所長の各上司の決裁をいただいているということですね。

はい、そうです。

このように、毎日の状況を報告されているんですね。

はい、そうです。

甲第60号証の1（ホタル飼育施設の業務実績）を示す

これはホタル飼育施設の業務実績ということで、今お示した日誌に基づいて、その月ごとに何をされたかということ、このような形で板橋区に報告されているんですね。

はい、そうです。

基本的にどのように蛍を飼育されたかということは、逐一、板橋区のほうに報告されていたということですね。

間違いありません。

続いて、松崎議員の陳述書、乙46の8ページには、実際に数万匹という蛍が飼育されていたのか否か疑問があるとして、根拠として、先ほどから出ている乙2号証の報告書、乖離報告書を示されています。ホタル施設での蛍の羽化数は、先ほど年間2万匹というふうにおっしゃってましたね。

はい。

1月時期の幼虫の数は、何万匹程度なんですか。

当時大体7万から9万匹の間だったと思います。

ところが、その板橋区の報告書では、2匹しか確認できなかったということなんです、その原因については陳述書で、生息調査がそもそもずさんだったというふうにお話しされていますよね。

はい。

甲第184号証（パワーポイント説明資料）を示す

7枚目、この今おっしゃった生息調査のあった1月ころの蛍の大きさを示した写真ということによろしいですか。

はい、間違いないです。

大体体長、体の長さは何ミリぐらいありますか。

6ミリから9ミリぐらいの。

6ミリから9ミリぐらい。

8ミリでも、6、7、6、8、9ですね。

8ミリ。

それぐらいですね。

幅はどれぐらいですか。

1ミリあるかないかですね。

蛍の幼虫は、刺激を受けると、どうなりますか。

刺激を受けると、丸くなります。

丸くなったときの大きさは、直径でいくと何ミリぐらいですか。

2ミリぐらいでしょうか。

蛍というのは、その1月時期は、大体どの辺にいらっしゃるのでしょうか。

水路に当然よるんですけども、当時のせせらぎは十何度しかございませんので、越冬という、冬眠という能力は備えていない、越冬という形でじっとしてるんですね。川底とか石の下、砂の下、水草の下とかに隠れております。

石の下とか砂の中にいるということでもいいんですね。

はい。

甲第210号証（報告書）を示す

2枚目以降ですが、2枚目に①と書いてある、①、②、③というもの、今①から③というのは、自然教育センターの職員が、せせらぎからサーバーネットという網状の袋で水をさらっているところを撮影したものです。

はい。

これ職員の、青い服を着た職員がせせらぎの中に入ってますが、そもそも職員が土足でせせらぎに入ると、幼虫はどうなりますか。

まずこの段階で、下にいる幼虫はつぶれてしまう。

あなたやホテル課の職員が、土足でせせらぎに入ったことはありますか。

一度もないんです。

3枚目、③と書いているものの1分37秒ごろという写真、ここに水をさらってこしたものを、ジップロックような密閉のビニール袋において、それが集められている様子が写っていますね。

はい。

サーバーネットでさらった中身をそのサーバーネットの網目でこすと、幼虫はどうなりますか。

サーバーネットが0.5ミリの大きさであったとしても、このせせらぎというのは流れがありますので、さまざまな有機物や、いわゆるさまざまなものが流れて、すぐ目詰まりしてしまいます。

これ調査は、区画を区切って何か所かでサンプルをとってるみたいですけど、センターの職員は、1回とるごとにサーバーネットは交換してたんですか。

いや、私は、そこまでは確認しておりませんが、サーバーネットがこの区画分だけ用意されてれば、まだ話は違うと思うんですけども、多分二、三枚だったと思うんですね。

少なくとも、毎回交換してるわけではなかったと聞いていいですか。

はい。

では、網目でこしたものをビニール袋に移す段階では、幼虫はどうなりますか。

幼虫さんは、まずつぶれると思います。

その後、ビニール袋を密閉すると、幼虫はどうなりますか。

酸欠になります。

酸欠になると、どうなりますか。

死亡します。

密閉したビニール袋を地面に密閉したまま置いておくと、幼虫はどうなりますか。

それも水温の上昇、中のCO₂の上昇等で死亡します。

温度変化で死亡する可能性がある。

はい。

このように区画を区切って集めて、各区画からサンプルを集めるという調査方法を、板橋区のほうではマクロベントス法というふうに呼んでいるみたいですが、このような方法を、ホタルの幼虫の生息調査に対して用いるということは適切ですか。

私は、マクロベントス法は大きな河川、湖沼、そういうところに用いるものであって、蛍をはじめ、そういう小さな繊細なる生き物を扱う方法ではないと思っております。

また、その調査の時期として、1月という時期は適切ですか。

適切ではありません。

それは、どうしてですか。

なぜかって言うと、やはり幼虫さんはもう冬の間じっとしておりますので、私たち人間も寝込みを襲われると同じなんですね。それを土足で踏み切れ、それで水が流れ、押しつぶされてたら、彼らの気持ちになったら、これははかり知れないものがあります。

蛍の生育に悪い影響があるという意味ですか。

大影響があります。

蛍の幼虫を捕獲するとすれば、本当はどのような方法が適切なんですか。

私が行う方法はトラップ方式といいまして、小さな、今現在さまざま

な方法があるんですけど、一番簡単なのは、ペットボトルを途中で切ってふたを中に入れて、中に、ペットボトルの中にカワニナ等を入れて、またその流れのところに沈めておくと、それで、何日かたった後に、そのものを持ち上げて、中の幼虫を確認すると。

自然に蛍が集まるような方法で集めるべきだということですね。

そうです、はい。彼らの意思じゃないといけないと思っています。

この生息調査の話に戻りますけれど、生息調査の際に、せせらぎは水が流れている状態でしたね。

はい。

水が流れていると、今回の調査をすることで、幼虫はどうなってしまうんですか。

まず私の考えの中には、まずそのせせらぎの中に入るっていうこと自体がまず考えられなかった。まず入った途端に、水流が1秒間に約30センチぐらいありますので、すぐに下流のほうに流れてしまう、と同時に踏みつぶされたり、また最後の循環ピットのところで、水圧によって押しつぶされてしまうっていう場合もあります。

今いろいろ幾つかおっしゃいましたけども、基本的には水が流れていると、幼虫も流れてしまうんだということですか。

はい。

ただ、調査の際には、今おっしゃった下流ピットの手前に、網が設けられていましたよね。そうすると、流されても、幼虫が網でとどまるんじゃないかと思うんですけど、それについてはどうですか。

流れが弱ければ、とどまる可能性っていうのもあると思います。しかしながら、毎秒30センチという水が流れてるので、すぐにオーバーフローしてしまっって、そこにもものすごい水圧がかかっております。

下流ピットの前に置いてある網自体は、それはいろんなものが流れても、目

詰まりをするのかしないのかという意味ではどうですか。

します。

そうすると、目詰まりをするので、水の流れてその網の上を超えていってしまう、オーバーフローというのはそういう意味ですね。

はい、そうです。

甲第210号証（報告書）を示す

もう一度、210号証の今度は④枚目以降、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、順番に最後までいくと⑩まで、これはサンプル、さっきの方法で採取したサンプルから、蛍や蛍の幼虫、何匹いるか数えているシーンですよ。

はい。

⑧の27分19秒というところから、ここに、写真の右側に黒い手が写っているのがわかりますか。白いトレイの上に黒い手が。

はい。

ここから新しいサンプルをあけているところで、⑩の35分16秒の箇所、これは数字を記載してますね。つまり今お示しした約8分間ぐらいで新しいサンプルをあけて、数字の記録をしてるという状況がここに写っているんですが、これ阿部先生がこの同じサンプルを計測した場合、大体時間というのは、どれぐらいかけて計測されるのが普通ですか。

そのサンプルの量が例えば1キロというふうに仮定をした場合には、やはりこれ3時間ぐらいかかると思います。

8分では数えられますか。

無理だと思います。

何で不可能なんでしょう。

これは幼虫が非常に土や、先ほど泥という言葉ありましたけども、泥ではなく、そのろ材ですね、砂や土、そういうところにもぐっているんで、非常に幼虫も形も似てると、その中でまた丸まっているという

部分で、非常に色も同じ、同化してる、小さい、その上、それを見つ
けるのには、かなり至難の業なんですね。それを少量を別な容器に入
れて、少量の土を入れて水を、飼育水を入れて、スポイトで吸うんで
はなく、水を追い出して、幼虫が舞うのをとっていくってことです。

甲第210号証（報告書）を示す

今おっしゃったので、ちょっと順番に聞きますが、まず同じ甲210号証の
⑩の写真のこの30分32秒の示してるところ、サンプルをこれ、ざるでこ
した様子が写ってますね。ざるでこすと、幼虫はどうなりますか。

つぶれます。

つぶれた幼虫の数というのは、数えることはできますか。

不可能だと思います。

それは、どうしてですか。

それは余りにも小さい、すぐに彼らは溶けてしまう、ゼリー状みたい
なものですから、ゼリーをつぶしたときに、それが、物体が果たして
何だったのかというのと同じだと思います。

これ数えていた自然教育センターの技術は、どう感じましたか。

素人でしょう。

例えば蛍を見落としているような場面はありませんでしたか。

ありました。

具体的には、どんな場面ですか。

水を入れたときに、幼虫が丸まって浮いてるのをそのまま、そのまま
廃棄しておりました。

つまり阿部さんの目から見ると見える蛍が、自然教育センターの職員には見
えてない場面があったということですね。

ありました。

先ほどちょっとおっしゃいましたけど、本来であればというのは、どうやって虫を数えるべきなんでしょうか。

本来であれば、羽化の成虫を数えるべきだと思います。

それから、先ほどスポイトで押し出すようにとおっしゃっていたのを、もう一度お話しただいていいですか。

スポイトで吸いますと、基本的にはスポイトが先が小さければ、幼虫はその吸い込み口でつぶれてしまう場合もあります。なので、逆に水を押し出して、幼虫が舞うのを拾うという形です。

甲第210号証（報告書）を示す

今の甲210号証の今度は⑩のVIと書いてある以降ですが、これは何をするとところですか。

これはサンプルの飼育水をそのまま排水ます、下水に捨ててるところですね、これは。捨ててるところですね、これは。

センターの職員が捨ててしまったということなんですね。

はい。

今お示ししたビデオですけども、これは松崎議員とお会いしたときに、議員にはお見せしましたか。

見せたと思います。

松崎議員は陳述書の中で、2014年3月5日にホテル館に行ったときのことを記載されてるんですが、そのときの状態として、亀が水槽につかったまま甲羅干しができず、皮膚病にかかっていたというふうに記載されてますが、そういう事実はありましたか。

私がいたのが2月7日までなんですね。それ、後のことは、自然教育センターと環境課が管理してただけなので、その亀さんが甲羅干しできないのは、私のせいではありません。

あなたが飼育されてたときについては、亀はどうでしたか。

元気でした。

例えば松崎議員は3月5日の訪問のこととして、水質の管理がほとんどされていなかったとも言っていますが、それについてはどうですか。

それは、とんでもないことですよね。

というのは、あなたが去った後のセンターの飼育に問題があるんじゃないかという、さっきのお答えと同じでいいですか。

そうです、同じです。

あと大量の蚊取り線香や虫よけスプレーがあったということなのですが、それについては、どう考えればいいですか。

これは当然、環境課のほうで夜間特別公開、それから事前公開、それからお年寄り、体の御不自由な方の招待日がありましたので、そのときの来館者の見学者のために、並んでるところに蚊取り線香を1日50から100回ぐらい使っておりました。当然、だから、その蛍さんがいるそのせせらぎの中には入らないような扇風機を置いたり、工夫はしておりました。

本来使わないほうがいいけれども、ある意味、市民サービスとして使うので、やむなく使うので置いてあったということですね。

はい。

続いて、松崎議員の陳述書12ページのほうで、ホテル百科という本を紹介して幾つかコメントをされてるんですが、一つは蛍がかなり力持ちで、今、阿部さんがおっしゃったような、か弱い存在じゃないというような部分を引用されてますが、まずその本に出てくるキチン質というものが幼虫にできてくるのは、何令ぐらいからなんでしょうか。

キチン質は、本来幼虫さんが持っているのはふ化幼虫、1令からだと思えます。ただし、それがしっかりとした形になるのは、しっかりキチン質の作用をするのが終令あたりかなと、近づいてくるあたりかなと

いうふうに思っています。

生息調査した1月時点での蛍は、何令だったんでしょうか。

2令から3令です。

それが、さっきのおっしゃった体長が6から9ミリとか、幅が1ミリとかということなんですよ。

はい。

ホタル百科には、かなりの力持ちで、直径の5センチ以上もある石がその下に潜っている幼虫によって動いているのが観察できると記載があるんですけど、これは大体何令ぐらいなんんでしょうか。

それは多分、終令に近いと思います。

例えば今おっしゃった水の中の石の重みとカップに入れた水をバットに落とす、そういう水圧とで、蛍の幼虫に与える水圧の違いというのは、どのように考えればいいですか。

水の流れでは、自分の意思で潜ったりとか移動したりとかできますけども、上から降ってくるものに関しては、彼らは一切無防備なんですよ。全体に圧力かかっている場合と一部分に圧力かかるのは全く違うので、非常に幼虫とした場合には、上からぱっとかかってきたときは弱いと思います。

もうちょっとホタル百科の記載を引用されて、時には500メートルから時には1キロも移動する成虫が確認されますということが書いてあるんですけども、それについては、どう考えればいいですか。

ないとは、ないとは断言はできないんですけども、基本的に蛍は非常に狭い範囲で飛翔、世代交代を繰り返していますんで、ゼロとは言い切れないけど、ちょっと。

ちょっと質問を変えます。よくあることですか、それとも、まれなことですか。

まれだと思います。

あと、松崎議員は陳述書の15ページで、今度は26年10月7日にホテル館を視察した際に、4令幼虫をその時点で確認したから、今、阿部さんが説明したような蛍の成長サイクルは、間違いだったのではないかという御指摘をされてるんですが、10月に4令幼虫がいたということについては、どう考えればいいですか。

いる場合もあります。これは温度管理ができていないときに多くあらわれる現象です。水温ですね、ごめんなさい、水温ですね。

水温がどうだと、早く成長するんですか。

水温のばらつき、もしくは上がると、上がり過ぎると成長が早くなってしまうという。

その次で、今度は松崎議員の陳述書7ページですが、そもそも25年も累代飼育すれば、近親交配が避けられない、異常が起きないのが不思議だというような記載があります。前提として、ゲンジボタルの累代飼育は、福島県の大熊町から持ち帰った卵から始まっていますね。

はい。

ヘイケボタルのほうは、栃木県の栗山村ですね。

はい。

乙第1号証（ホテルよ、福島にふたたび）を示す

82ページ以下、こちらの阿部さん自身の本ですけど、大熊町のほうが300個で、ヘイケボタルのほうが700個という数が書いてありますよね。

はい。

これ実際のこの初年度、持って帰った蛍の初年度の羽化数というのは、何匹だったんですか。

記憶では450匹と記憶しています。

卵の全部が羽化するわけではないんですよね。

卵は、はい、そうです。

そうすると、卵の数というのは、合計1000個より多かったんではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

多かったと思います。

そうすると、最初の今、本にあったような計1000個というふうに数えたのは阿部さんですか、それともほかの人ですか。

そのときの植物園の委託者です。

阿部さんではないんですね。

はい。

450匹の羽化数を数えたのは誰ですか。

私です。

これ大熊町で卵を採取したときは、どのように採取しましたか。

当時、平成元年7月21日の深夜10時ごろ、熊川という河川でずっと川岸を、子供をおんぶしながら探していったときに、ちょっと何メートルか先でぼんやり光っているコケが見つかったと、そのコケがあったので、そこに成虫さんがいたんですね。それをちょっと外して、成虫さんごめんねって外して、そのコケのついてる、ハイゴケやハナゴケのついてる石ごとプラケースで板橋区のほうに運びました。

そのとまった成虫が1匹だけだったかどうかというのは、記憶がありますか。

それは多分、複数いたと思います。

一つのコケに複数の雌が順次卵を産むということは、あり得るんですか。

あり得ます。

そうすると、その卵を採取するときにはいたのは数匹かもしれないけども、それよりも前に別の複数の雌がコケに卵を産みつけているということも、それはあり得るんですか。

あり得ます。

卵を採取した時点で、DNAをチェックしたということはないんですよね。
ないです。

ホテル館の蛍のDNAについて、先ほどから鈴木さんという方が乙45号証の陳述書を出されていて、13個体中の11個体は、東北型ではなかったんだというような報告をされてますが、仮にそれが正しいんだとして、そのDNAが1種類でなかったという原因は、何だというふうに考えますか。

持ち込みがあったんじゃないですか、私が出てから。

甲第139号証（平成26年（行ウ）第274号板橋区準備書面（7））を示す2ページ目、下から4行目、なお、この数字は1月の推定数と乖離しているが、その原因は1月の調査後に、ホテル施設に蛍が持ち込まれたことによるものであるという記載がありますね。

はい。

これ作成したのは、板橋区の別の訴訟の代理人が作成した文書ですよ。

はい。

つまり板橋区も持ち込みがあったと、1月以降に持ち込みがあったということは認めてるんだと思うんですが、生息調査の後、あなた自身は、板橋区から人事異動を命じられましたよね。

1月30日に。

30日。

はい。

その後は、自由にホテル館に入れたわけではないですよ。

ないです。

実際には、いつから入っていませんか。

2月8日からです。

8日以降。

はい。

8日以降はホテル館に入ったことは、ないんですね。

はい。

大熊町で当初幾つの卵をとったかというのはともかく、卵の中には何種類かあっても、同じお母さんの卵であれば、兄弟姉妹の卵というのはありますよね。

はい。

そうすると、世代を経たときに、兄弟姉妹間の交配というのは起きるんでしょうか、どうでしょうか。

起きづらいと思います。

その蛍の交配について、ほかの昆虫とかと比べて、特色というのがありますか。

普通、昆虫は雄が少なく雌が多いんですね。蛍さんに関しましては、雌が少なく雄が3から5倍多いんです。そこで彼らのコミュニケーション能力の光によって、強い光を選んだりとかする何らかの方法はあると思います。

もともと蛍の自然界での生息範囲というのは、コミュニティの大きさというのはいくらなんですか。

大きくても400メートルあるかないかだと思います。

という範囲。

はい、私の知る限りで一番長いのが、山口県で1キロというのがありますけども、それはまれだと思います。

基本的には400メートルの狭い範囲で住んでいて、先ほどのお話だと、例えば500メートルとか1キロを超えて飛ぶような蛍というのは、まれだというお話でしたよね。

はい。

そうすると、基本的にはもともと狭いコミュニティの中で、自然界の中では交配を繰り返して、コミュニティが維持できているという状態と理解すればいいですか。

はい。

今おっしゃったように、雄のほうが雌より3から5倍多いんですね。

はい。

交尾の回数みたいなことに、特徴はありますか。

蛭は1回交尾なので、1回交尾でもう終わってしまいます。

例えば蜂とかは、どうなんですか。

蜂も多交尾っていうのもありますけども、基本的には1回交尾です。

1回交尾でその雌のほうが雄を選ぶんだとすると、具体的なメカニズムは分からないにしても、雌のほうで何らか自分に有利なDNAを選ぶような本能というか、仕組みがあるんじゃないかというのが阿部さんのお考えですね。

はい、そうです。

実際に25代累代飼育されて、近親交配による弊害というのは確認されましたか。

弊害っていうのは、一度もありませんでした。

ホテル館以外に、ほかに累代飼育に成功された施設というのはありますか。

私の記憶の中には、多摩動物公園のホテル舎が5世代ぐらいだったと記憶してるんですね。正確じゃなくてごめんなさい。

5代だとして、その5代で終わってしまった原因というのは、それ近親交配の弊害なんでしょうか。

いや、違うんです、これが。

何だったんですか。

蛭とかカワニナさんの天敵、ヒルやザリガニがふえてしまったということでした。

次に、松崎議員が指摘している、8ページで指摘してる成虫の持ち込みがあったんじゃないかというところについてお聞きしますが、仮にですよ、実際は違うんですが、夜間特別公開のときだけ持ち込んだとします、仮に。特別公開の日の1日の羽化数というのは、大体何匹ぐらいですか。

ゲンジとヘイケ違うんですけど、3000から3000前後だと思
うんですけども。

それぞれだと、例えばゲンジとヘイケ合わせると、5000匹ぐらいというイメージでいいですか。

5000匹ぐらいですね、はい。

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

28ページ、一応、板橋区のほうで蛍を購入したときの値段の表がここに書いてあって、雄だと350円とか300円だけれども、雌は800円ということなので、仮にですよ、今おっしゃった特別公開1日5000匹に500円を掛けるとすると、250万円という数字になりますが、そういった250万円の蛍を購入する予算が、板橋区から出ていましたか。

一切ありません。

仮にその25年だと、今6250万円になりますけども、これ個人で負担できるような金額ですか。

無理ですね。

実際に買ったことないですよ。

ないです。

次に、松崎議員は同じ8ページで、むし企画の委託金の使途についても疑問があるということを言っていますが、むし企画というのは、板橋区からホテル館のビオトープ管理や蛍飼育、水質管理業務の委託を受けていた団体ですね。

はい、そうです。

平成14年4月から、小船さんという方が代表を引き受けたんですよね。

はい。

平成24年9月からは、高久さんという方が代表を引き継ぎましたね。

はい。

この間、代表の方がかわって、業務委託の内容とその実施について、変化はありましたか。

いや、特段ありません。

甲第209号証（委託契約書）を示す

後ろから3番目、請求金額別内訳書という、これを見ると、大体月額委託料は123万円ぐらいな感じだと思いますね。計のところは122万とか書いてますので。これの内訳、むし企画さんがどういうふうに使ってたかというのは御存じですか。

これは当然私が直接関与するわけにはいきませんので、人件費が70と聞いております。残りが飼育費、消耗品ですね。飼育に関する消耗品だということです。

さっきも聞きましたけど、むし企画から今の消耗品のほうの内訳として、蛍を納入してもらったことはありますか。

ないです。

今おっしゃった委託料の一部があなた、阿部さんに渡ったことはありますか。

ありません。

懲戒処分を板橋区から受けましたよね。

はい。

その処分理由に、むし企画からの利益供与というのは含まれてましたか。

ありません。

松崎議員が陳述書の9ページで、カワニナもホテル館で飼育していたと原告

は報告していたので、報告がうそだったということが明らかになったという
ようなことを書いてますが、カワニナもホテル館で飼育してたんですよね。

してました。

今出てきたむし企画の高久さんという方から、カワニナを納入してもらった
ことはあるんですか。

小船さんだったと思うんですけど。

小船さん。

はい。

むし企画の方から、納入してもらったこと自体はあると。

納品というか、もらいました。

もらったカワニナというのは、どこに使いましたか。

これは外せせらぎというのがありまして、非常に美しいビオトープで、
よく野鳥、サギとかカモとかが来て、私たちがアワビ、サザエを食べ
るように、彼らもカワニナさんをぱくぱくと食べちゃうんです。それ
を補充するために、役所の、役所主管課に話しまして、もしいただけ
るんだったら、外せせらぎ用にもらおうかと言って、もらったもので
す。

つまりホテル館で飼育はしてるんだけど、外で捕食されてしまったのを補
うために、むし企画からもらっていたことがあると。

そうです。

外じゃなくて、ホテル館の中にある生態水槽とか内せせらぎに、外からのカ
ワニナを使ったことはありますか。

ありません。

外せせらぎ用のもらったカワニナが、ホテル館全体のカワニナに占める割合
はどれぐらいですか。

5%もないと思います。

そうすると、今のお話で、カワニナの外せせらぎのカワニナをもらっているということについては、それは板橋区に報告もされてるんですか。

してました。

それは、誰に報告しましたか。

当時の主管課の川平係長に報告してました。

あと松崎議員の陳述書10ページに、小船明さんの親戚から、生前は蛍を飼育していたというふうに聞いたというふうなところが出てくるんですが、これについては、どう考えればいいですか。

それは、私は小船さんのところに前、もう終わるときっていうか、御病気になられたときに、お見舞いに行かせていただいたときに初めて行ったんですけど、小船さんの入るところの下に、小船さんの実の妹さんがお住まいなんです。小船さんは非常にメダカとか、いろんな水草とかを飼育してて、水槽があったことは事実です。でも、それがイコール蛍さんではないんですよ。妹さん、単なる蛍の仕事をしてるから、蛍だというふうに思ったと思います。

単に水槽があったので、蛍飼育をしてたんじゃないかと思ったという、親戚の方がということですか。

はい。

あともう一つ、高久さんという方が、成田民商の事務局長さんが、高久さんが蛍さんに係わる仕事をしてたとお話だったというふうなくだりも出てくるんですが、それについては、どう考えればいいんでしょうか。

それは別に、蛍で納品をするのが高久さんの役割の部分もありましたんで、それだったと思います。

つまりホテル館に資材を納入したりしているということ、蛍に係わる仕事だというふうに説明されたんだらうということですか。

はい、そうです。

あともう一つ、ちょっと細かいのが続きますが、松崎議員の陳述書の12ページで、松崎議員がアクアマリンの富里さんの調査活動を参考にしたというようなくだりが出てくるんですが、富里さんというのはどういう人ですか。

私、その方は、蛍のほうに来て。

どこに所属してる方ですか。

多分、福島県アクアマリンだというふうに、当時は名刺でそういうふうに思っております。

アクアマリンというのは水族館ですよ。

水族館ですね。

水族館の職員ということですよ。

はい。

例えば富里さんが日本ホテルの会とか東京ゲンジボタルとか、そういう会に所属してるかどうかはわかりますか。

いや、分かんないです。

富里さんという人は、蛍の専門家なんですか。

専門家じゃなく、獣医だったと思うので。

今で蛍飼育のところはおおむねお聞きしたので、次に、ちょっとクロマルハナバチの関係のことをお聞きしていきたいと思っています。松崎議員の疑問というか、というのは、クロマルハナバチが石川県の能登町に販売されていたんではないかという疑惑ということなんですが、端的にホテル館が能登町に蜂を販売したということはあるですか。

ありません。

このことは、具体的には乙第31号証ですけど、別事件での尋問でもちゃんとお話しされてますよね。

はい。

なので、かいつまんで聞きますが、板橋区と能登町との関係は、平成18年

の末ごろでしたね。

はい。

能登町が事業化しようとしたのは、クロマルハナバチの飼育と販売でしたね。

はい。

具体的なスキームとは、能登町は誰から買って、どこを通して販売しようとしてたんですか。

当時は、武蔵野種苗園というところから休眠処理を終えた女王蜂を購入し、能登町のクロマルハナバチ試験飼育所において、1匹の女王から卵を産ませて、働き蜂ということでコロニーを作っていて、それを販売するというので、農家で使えるようにですね。

あくまで能登町に供給するのは、武蔵野種苗だったんですよね。

はい。

甲第71号証（合意書）を示す

これは21年3月6日付の合意書ですが、能登町と武蔵野種苗園間のものですよね。

はい。

ですので、この当時はこの合意書に基づいて、武蔵野種苗園が能登町に蜂を供給していたということになりますよね。

はい。

甲第68号証（在来種マルハナバチ飼育繁殖に関する依頼）を示す

これは20年5月1日付の文書ですが、能登町長が板橋区の坂本区長宛てに、在来種マルハナバチ飼育、繁殖に関する依頼ということで、一番最後のところを読みますけども、つきましては、職員の派遣及び研修等を受け入れていただくよう重ねてお願い申し上げますということで、正式に能登町から板橋区に対して、こういう協力依頼があったということですよ。

はい、そうです。

甲第78号証（国産クロマルハナバチ飼育生産技術取得にかかる研修生の受入及び指導について（依頼））を示す

それは1回きりではなくて、同じく能登町から板橋区長宛ての文書、協力依頼ですね。これは平成22年のものです。

はい。

甲第79号証（国産クロマルハナバチ飼育生産技術取得にかかる研修生の受入及び指導について（依頼））を示す

こちらと同じ能登町長から板橋区長宛ての文書で、こちらは平成23年のものですよね。

はい。

こういった職員の派遣とか講師依頼について、そういう具体的には、板橋区側としては誰が担当していたんですか。

私です。

今申し上げたような職員の派遣とか研修受け入れ以外に、具体的な協力、技術的な協力としては、どういったことをされてましたか。

能登町にですか、いろんな輸送にかかる個体のストレスとか、あとそれから繁殖率、ごめんなさい、繁殖じゃなく成長率、そういうものをこちらでさまざまなことを考えて、能登町のほうに協力しておりました。

例えば飼育方法についてというので、例えば試験的にホテル館のほうでクロマルハナバチを育てて、能登町のほうに送ってあげたりしたということもありましたよね。

ありました。

それについては、さっきの武蔵野種苗さんの話とは違って、対価という、お金というのはどうなっていたんですか。

それは一切いただかないです。

そういった、ある意味、試験的な飼育については、ある意味、技術協力の範囲でされていたので、武蔵野種苗が供給してるものとは、また別の枠組みの話だということなんですか。

そうです。

乙第6号証（売買契約書及び秘密保持契約書）を示す

これが、売買契約書及び秘密保持契約書ですよ。

はい。

作成日付ですが、平成23年4月1日に作ったものですが、この第4条を見ていただくと、新女王蜂の再生産というと丙が担当という、つまり丙、阿部さんが担当する業務がありますが、ここに書いてある中身というのは、今おっしゃっていたような、それまで従前、板橋区の了解のもとで能登町に協力していた試験飼育みたいな技術的な指導を、引き続きやるよという意味に読んでいいんでしょうか。

はい、そうです。

つまりそれまでに従前、武蔵野種苗と能登町との間で阿部さんが板橋区の許可を得て協力していたということが、基本的にはこの4条に盛り込まれてるんだと、同じ内容だということでもいいですか。

そうです、はい。

この乙6号証、今示したのは平成23年の4月ですが、これは、何でこの時期に契約をする必要があったんですか。

23年ですよ、これは当然23年3月11日に東日本大震災がありまして、さまざま影響が、いろんな東北の農家さんなんかにもハウスが流されたりとか、そういう問題もありましたので、能登町と一緒に、早く東北及びその震災の方々に勇気と元気と希望を与えたいなということで、食べるものは、うそのない本物の在来種マルハナバチでいこうっていうことで、考えました。

乙第6号証（売買契約書及び秘密保持契約書）を示す

平成23年にこれ、もう一回お示ししますけど、それまで武蔵野種苗さんだったものが、この甲のところはイノリー企画ということでお名前が出て、武蔵野種苗からイノリー企画に交代されてますけど、それは何でだったんですかという質問です。

これは、武蔵野種苗園さんが撤退をするからです。

それで、イノリー企画さんが引き継ぐことになったんですね。

そうです。

今お示しした契約書というのは、これは誰が作成したのですか。

能登町です。

これ締結前に誰かに確認、板橋区側では誰かに確認されましたか。

しました。

具体的には誰ですか。

国立センターの庶務係長です。

お名前としては。

川平さんです。

川平さんに確認をして、例えばこれ阿部さんの個人名で最終的には契約する形になってますけど、そこまでのお話をされてるということですか。

これは決裁とるんであれば、また上に上げないといけないっていう部分ありましたし、区長決裁ですね。それよりもこれは、もう区長も承認しているクロマルハナバチの協力体制の一環として、じゃ悪いけど、阿部ちゃん、これは判こをこれで押してくれるっていうことで決まりました。

甲第206号証（板橋区議会会議録）を示す

先ほど田原さんの補充尋問のときに、裁判所からも、そういう本来の手続を踏まないのはどうなのかというような御指摘もあったところですが、甲20

6号証の49ページ、この上のほうにページ55と82というふうに書いてあるんですけども、上から10行目ぐらいからですけど、これは当時の資源環境部長の答弁として、クロマルハナバチの安定した供給が可能となれば、このようなむやみな殺生や外来種による日本固有の生態系を壊す懸念からも解放されることになりますと、これまでの研究開発の成果が将来農業部門で有効に活用できればと考えてる次第でございますということで、阿部さんのこの研究成果というものについて、もちろん能登町に供給するというのもあるけれども、将来的には板橋区のほうでも活用するというようなことが、板橋区の当時の雰囲気ではあったということですよ。

はい、そうです。

振り返ってみて、ちょっと手続ということはありますが、当時は阿部さんのことはちゃんと評価されていて、きちっと上司に説明すれば、そういう事情ならいいよという、そういう環境というか、状況であったと理解すればいいですか。

はい。

最終的にこの蜂の販売自体、先ほどから出てる板橋区の懲戒処分の理由には、なってませんね。

はい。

乙第9号証（業務提携契約書）を示す

この乙9号証の業務提携契約書、これは、日付は平成21年7月1日付になってますが、実際にはいつ作られたものですか。

これは平成23年だと思います。

乙第6号証（売買契約書及び秘密保持契約書）を示す

先ほど示したこの契約書と、セットで作られたものという理解でいいですか。

はい。

これどうして日付を、平成21年付で作成することになったんでしょうか。

これは、私は能登町のほうで武蔵野種苗園というある程度の実績のある企業と、また撤退するに当たって、個人的な本当に零細企業のところと契約をするに当たって、1年ないし2年間の蛸とのコミュニケーションがあったというあかしをいうことで、能登町のほうからお願いをされて作りました。

あくまでも能登町側の依頼に基づいて、作った文書ということですね。

そうです、はい。

この文案についても、阿部さんは、上司とか板橋区側の人に確認はとりましたか。

とりました。

誰にとりましたか。

国立センターの川平庶務係長です。

ホテル施設において、イノリー企画の蜂飼育を認めるなどの便宜を図ったことはありますか。

ないです。

イノリー企画が武蔵野種苗園から引き継いだ蜂の飼育場所は、どこでしたか。

成増です。

イノリー企画の開業届の納税地にホテル館の住所の記載がある、これは何でなんですか。

当時イノリー企画さんの代表が一生懸命ボランティアしていた、そこがたまたまホテル館だったということで書いたと思います。

住所は、その納税上の住所はそのままでしたか。

いや、すぐにかえたというふうに報告を受けてます。

それで、ちょっとこの事件の後、生息調査より以前に、松崎議員とどれぐらい交流があるかお聞きしたいんですが、この生息調査より前に、松崎議員とメールとかSNS、TwitterとかFacebookですけど、そうい

ったものでやりとりをした回数というのは、何回ぐらいありますか。

自分の記憶の中では、一、二回だと思いますけど、ごめんなさい、ちょっとこれは記憶がなくて。

1回か2回ぐらいで、電話での回数というのは、何回ぐらいですか。

私は松崎先生のほうに電話をかけたのは、平成23年か4年の、23年ですかね、の震災の年に。

何回ですか。

1回、1回ですかね。

その内容はというのは、今お答えになってますか。

内容は、資源環境部管理課の高橋係長から、松崎先生の中でナノ銀のことが書かれてるので、これ海のもんだか山のもんかまだ私も分からない、役所も分からないので、それをできれば削除してほしいということをお願いした記憶があります。

そのときの松崎議員の電話番号というのは、誰から聞いたんですか。

それは、役所から聞きました。環境課から聞きました。

生息調査の前に、もし共産党の議員さんとやりとりをするんだとすれば、誰と連絡していましたか。

私、共産党さんとは、非常にいい政党なんですけど、熊倉議員でしたかね、ちょっとごめんなさい。

あとホテル館の存続について何か問題があったときに、御相談する議員さんというのはいらっしゃったんですか。

いや、私ね、それは記憶にないんですね。ごめんなさい。ないですね。共産党から離れて、ホテル館の存続について誰か議員さんに相談したことは、ほかの議員ではいらっしゃいませんか。

高島平の地元の議員先生には、話したことはあります。

お名前出していいと思うんで、どなたですか。

ごめんなさい、名前がど忘れして。

松島議員と御相談されたことがあるというのは、あるんですか。

もあります。それは党が違うので。

御記憶で結構ですけど、その生息調査の前に、松崎議員にホテル館の存続について応援してもらったことっていう、御記憶ありますか。

ないです。

先ほど藤沢市の飼育に関してということで、別の証人の方に質問がありましたけれども、補助飼育というものがあって、補助飼育というものについては、この藤沢のケースを例にとると、全く藤沢と別の蛍を育てて、それを藤沢のほうに戻すという話なんですか。

いや、違います。

どう考えればいいんですか。

これは藤沢市の中で育った蛍を採取して、違うところに持って行って、室内、室内でしっかりと飼育をするということです。

つまり同じ藤沢市の蛍を別の場所で累代飼育をして、片方に足りないとかという事故があったときに戻すというようなことを指して、補助飼育だとおっしゃってるんですね。

はい、そうです。

そういう補助飼育というものは、ホテル館の外でやっていた、いわゆる再生事業で頻繁に用いられるものなんですか。

あんまりないですね。

あんまりない。

はい。

ちなみにホテル館での蛍飼育については、そういった補助飼育的なものをしたことはありますか。

頼まれて、例えば、あります。

あるとおっしゃったのは、ほかの自治体から蛍を預かってという趣旨ですね、
今のは。

そうです。

でなくて、阿部先生がまさにやってらっしゃったホテル館の蛍、大熊町から
持ち込み、栃木から持ち込んだ蛍について、別の場所で補助飼育をして、そ
れを戻したというようなことはありましたか。

ありません。

原告（反訴被告）代理人（中島）

能登町の公社の方々で午前中の田原さん以外にも、ホテル館にいらっしやっ
たり、あるいは武蔵野種苗園で研修された方はいらっしゃいますよね。

はい。

その方々は、公社に帰って、公社で蜂を育てる業務につくわけですね。

はい。

その方々は、イノリー企画の駒野さんという方が業務提携契約書を作る、作
らないにかかわらず、武蔵野種苗園あるいはホテル館で蜂を一生懸命育てる
というところを、目にしてるわけですね。

はい、そうです。

なので、その方々が公社にいるということは、その業務提携契約書があるな
いにかかわらず、その方々自身は、駒野さんというものの技術的な能力と
いうことを分かってらっしゃったわけですね。

はい。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の
報告数との乖離について（報告））を示す

3ページ、主尋問で証言されましたけど、平成5年から9年までは、これは、
うその数字を報告していたと、こういうことですね。

はい。

平成10年からは正確な数字だと、こういうことですか。

はい。

このホテル館で成虫になる蛍の数の限度というのは、約2万というふうに聞いていいですか。

最初できたばかりのときは、非常に羽化率もよかった部分もあるんですね。マックスで5万まではいきませんが、そういう時期もありました。

あなたのほうで、あの面積からいったら2万が限度ですと、3万、4万は不可能に近い数字ですと、こういうふうに話されたことはありませんか。

ありますよ。

3万は不可能でしょう。

不可能かどうかというのは、正直言って。

それは、何で不可能だというふうに話をされたんですか。

88平米しかありませんから。

そうすると、3万は不可能な数字、出てこない数字なんじゃないですか。

いや、それは分かりません。

そうすると、あなたは、3万は不可能だというふうに思っていないけど、3万、4万は不可能ですと、こういうふうな話をほかの方にされたと、こういうことですか。記憶として。

そうですね。

何でそんな不可能かどうか分からないのに、不可能だって断言したんですか。

それ言えますか、生きてて。あなた生きてるのが不可能ですかというのと同じ質問ですよ。

ちょっと分からないんだけど、3万、4万が。

それはあり得ない。

3万、4万は不可能な数字ですと、あの面積からいってと、こういうふうに、ほかの方に話をされた記憶はありますね。

それは、ありますね。

何で不可能かどうかよく分からないのに、そういうふうに断言をされたんですか。

断言じゃないでしょう、それは話の中ですから。

話の中。

はい。

話をした相手としては、原告代理人の渡邊先生、それから被告の松崎さん、この二人にも話ししましたね、そういう話。

いや、ごめんなさい。

覚えてない。

はい。

甲第205号証（反訳書）を示す

7ページ下4行目ぐらい、多分先生ね、あそこの面積でマックスだと思えますと、3万とか4万なんて不可能に近い、こういう話はされましたよね。

そうですね、ここに書いてありますからね。

平成11年、あなたは、何万匹の蛍が羽化したというふうに報告されましたか。

5万近くになっておりますね。

それ偽りじゃないんですか。

いや、このときですから、これ19年前のことなんですけど、それに近い数字だったと思います。

平成12年、3万1400匹の蛍が羽化したと、こう報告されてますけど、その数字も不可能な数字、間違っただけその数字を報告したんじゃないんですか。

それは違うと思います。それに近い数字だと思います。

平成14年、この年は3万3700匹、これも不可能なうその数字を、あなたは平成11年以降も報告してたんじゃないんですか。

そのうそ、うそって言いますが、役所の内部資料でうそだったら、すぐに監査なり指摘が入ると思うんですよ。現実には職員もたくさんの方々が見て、ある程度の羽化数っていうのを見てましたので。

裁判長

答えとしては、うそじゃないと言いたいわけですね。

はい。

それだけで結構です。

うそではない。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

甲第40号証の1（平成7年度ホタル上陸・羽化状況）を示す

これは平成7年の。

上陸数ですね。

上陸数、それから蛍の羽化数。

はい。

これは、20万匹と報告した年の報告書です。どこから、うその数字ですか。

羽化のところですね。これ多分6月からなんですよ。

6月から書いてある何日。

何日って、ちょっと分からないんですけども。

何月何日、例えば聞きましょう。6月17日、ゲンジ2000匹、これ、うその数字ですか。

と思うんです、これ。

これ誰が書いたんですか。

これ私です。

これを区の方に報告したんですか。

これを最初。

報告したんですか。

しました。

次の日、次の日は、これは1000匹ですか、ゲンジで。

はい。

その次の日は2500匹。

はい。

その次の日、3000匹。

はい。5000、5000。

これみんな、うその数字を毎日書いて報告したんですか。

この年はそうですね。

それが4年間続いたんですか。

命令でしたから。

命令だから。

はい。

誰からも言われなかった。

言われなかった、命令ですから、区の方針とってますから。

20万匹なんて、あり得ないと。

あり得ないです。

という数字について、区のどなたか、あるいは蛍を研究されてるどなたか、そういう方から何か話として、これはあり得ない数字だという話は出なかったんですか。

私からしました。私がこんなにあり得ないでしょうって言った際に、そのときに主管課の回答は、板橋の花火大会だって100万発って言うてる場合もあるんだからと。

あなたから言ったんじゃないくて、ほかの方から言われませんでしたかというのが質問。

言われなかったですね。

言われなかった。

はい。

誰も、そういうホタルの生態についてはよく分かってなかったと、こういうことですか。

そうですね。

原告準備書面8を示す

3 ページ，甲40号証含めて記録の正確性ということで，この記載を見れば分かるとおりに，内容は極めて具体的かつ詳細なものであって，これらが飼育実態に基づかない創作によるものだということはある得ないと，こう主張されてるんですが，少なくとも平成7年から平成9年までの4年間，全く実態に基づかない詳細な報告をあなたはされてたと，こういうこといいんですね。

はい。

それが，まかり通ってしまったということね。

はい。

その結果として，あなたは施設に対する予算を割いてもらったと，区のほうから確保してもらったと，こういうことですか。

はい。でも，私が予算担当ではないので。

近親交配のことについてちょっと伺いますが，近親交配を，蛍は避ける本能があるんですか。

はい。

その本能があるというのは，どうやって確認したんですか。

本能があるというのは，現実的に自分が蛍を飼育させていただいてて，

ずっとその羽化期、飛翔、交尾期というのを見ておりましたので、強い光を選んでもというところで、弱い光の雄は、なかなか選ばれなかったっていう部分がありました。

強い光か弱い光かによって、近親交配を避けてるかどうかというのは、どうつながるんですか。

ではないだろうかということですね。

それだけのことですか。

はい、そうです。

蛍が近親交配を避けるのは今言ったように、光の加減で避けてる、それで25代続くと、でも、全部閉鎖された空間であれば、血は入り混じって兄弟姉妹になってると思うんですが、それをどうやって避けるんですか。

彼らの本能があるんですよ。

だから、25代続くと、蛍は全員が兄弟姉妹の可能性っていうのは、もうかなり高いですよ。

ありますよね。

その中でどうやってそれを避けているというふうに、あなたは確認されたんですか。

蛍さんに聞いてください。それは。

それは、あなたは分からない。

要するに光の強いのと飛び方の強いのを選んで、交尾してるっていうことだけは分かる。

光が強いか弱いかというのは、その個体である蛍の力の問題であって、ある種の血を持った蛍は光が強くて、ある種の血を持った蛍は光が弱いんですか。兄弟だと光が強くて、兄弟でないと光が弱いんですか。

100匹が100匹とも、同じ光ではないですよ。個性がありますので、一匹一匹、生態の。そこで選んでもと思います。

平成26年1月27日に生息調査がされましたよね。このころの蛍の幼虫というのは、何令虫というんですか。

2令から3令です。

2令から3令。

はい。

この時点で2令から3令の幼虫は、ホテル館では何万匹いたというふうに。

7万から9万という記憶しております。

蛍の幼虫の数え方も、最初は1令幼虫ですか。

ふ化幼虫がイコール1令です。

1令ですね。

はい。

2万匹、最終的に羽化するというふうに考えると、1令の幼虫というのは何万匹出るんですか。

100万近いです。

単純計算でやると、ゲンジが0.5%、ヘイケが5%程度ということで幼虫から羽化すると、こうなると、計算すると百五、六十万匹、1令幼虫でいますよね。2、3令幼虫になると何万匹になるんですか。

半分、半分、月によってどんどん落ちていくんですね。令によって落ちるのではなくて、落ちるっていうのは死亡なんですけども、落ちるのではなくて、月によって落ちていきます。半分ずつぐらいになります。

そうすると、2、3令幼虫だと、150万の半分でも七、八十万匹。

そうではないんです。

そうじゃないんですか。

それは令数のふ化幼虫から2令幼虫で、100万だったら50万じゃないです。その途中で死んでいく過程が多いんです。

最終的に2令幼虫が出そろおうとすれば、何万匹になるんですか。

出そろうっていうのは。

1令幼虫のものが2令幼虫に変わる、最終的なその数字は何万匹になるんですか。

ごめん、先生、もう一度。

1令幼虫だと、

ふ化幼虫ですね。

1令幼虫だと、150万とか160万ですね。

はい。

それが2令幼虫になっていかないで途中で死んでいくものもあるとしても、2令幼虫になる数字というのは何万匹なんですか。

要するに6月に卵からふ化をして、ふ化ですね、卵からふ化して、それが仮に100万とします。150万でもいいんですけども、それが1か月後には、約半分ぐらいになっちゃうんですね。75万になってしまう。またその1か月後、6月にふ化したものが、卵産んだものが7月に30日後に幼虫さんになると、幼虫が7月から8月の間に半分ぐらいにもうなってしまうと、ということは、8月から9月の段階で、また半分ぐらいになってしまうということです。

そうすると、3令幼虫になるのは、半分の半分だと、少なくとも30万から40万ぐらいになるんじゃないですか。

それがイコールにならないところがおもしろいところなんです、これ。30万から40万にならないとしても、生息数の調査をした段階でかなりの数の幼虫がいたはずですよ。

いました。

その死骸が見つからない理由について、死骸が少なくとも見つかってはいいとは思いますが、幼虫として確保はできなかったとしても、踏みつぶさ

れたりしたとして死んじゃったとしても、少なくとも死骸は、何万匹もいるんですから、下手すると10万超えて、20万とかいるんですから、かなりの死骸が見つかっていいと思うんですが、どうも区の調査では死骸も見つからなかったと、こういうふうに報告されてるんですが、その理由について、あなたはこういうふうに考えてるんですか。

これは、非常に繊細な生き物で柔らかい生き物ですね。6ミリから9ミリのもので、土とか、ろ材と一緒にあったものを、彼らは非常にゼリーと考えてください、ゼリー状と。すぐに圧力や水圧や石や水をかかけたときに、つぶれてしまいます。ここで死骸を見つけるのは5令、6令、終令幼虫以外は、ほとんど厳しいです。見つからないです。ですから、私が、終令幼虫2匹見つけたときに、よく見つけたっていうふうに褒めたんです。

見つからない理由を聞いてるんです。見つからない理由を、あなたはこういうふうに考えてますか。

見逃しです。

見逃しなんですか。

見逃しです。

あなたはさっきの松崎さん、それから渡邊先生との懇談をやられたときには。

原告（反訴被告）代理人（中島）

ちょっと誤導があると思いますけど、見つからない理由は先ほど答えていて、ゼリー状で溶けてしまってるって答えてる。見逃しっていうのは、成虫について見逃したという意味で答えると思います。だから、答えてますから。

裁判長

質問はやってください。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

もう一回、幼虫が見つからなかった理由は何ですか。

私はその見つけ、見つからなかったんじゃないかと、見つけられなかったと。

られなかったと。

られなかったんです。

あなたは、見つけられなかったということじゃなくて、溶けちゃったと。

はい、それはそうですよ。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

今、幼虫が見つけれなかったというふうにおっしゃってませんか。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

さっきのは死骸で、今は幼虫とおっしゃったんですけど、そこが違うんです。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

死骸が見つからなかった理由について溶けちゃったと、こういうふうに言った記憶はありますか。

あります。

これはその日のうちに、その場で溶けちゃうんですか。

溶けますよ。飼育してないからですよ。蛍さんを飼育してないから、そういうこと言えるんですよ。溶けちゃいます、すぐに。すぐに分解しちゃいます。2令、3令では。

甲第205号証（反訳書）を示す

24ページの間答のこれ196あたりですか、あなたが、死骸は溶けちゃうんですと、バクテリアがついているからと、松崎さんのほうが、その日のうちに溶けちゃうんですかと、これについて答えられないで、あなたは、つぶれたりとか、絶対にいたはず、絶対いた、さわれなかったから、これ絶対にいた、その辺に固まりあるっていうふうに渡邊先生が言われて、そして、いたはず、絶対いたと、溶けて流れちゃったんだと、こういう間答はしてないですよ。

それは、言葉のあやじゃないですか。

この生息調査をしたときの蛍の幼虫の大きさ、これについては、あなたの陳述書、甲203号証を見ると、6ミリから8ミリというふうに書かれていますね。

はい。

甲第205号証（反訳書）を示す

7ページ、下から7行目あたり見ると、右下の写真は27日の年越しの幼虫なんですね。大きさは5ミリから20ミリですと、こういうふうに話をされていますね。これはビデオを見ながら、あるいは写真を見ながら、三者で話をされたときのやりとりと思うんですけど、1月27日当時、僕も5ミリから20ミリ、当時の幼虫がいたというのが写真に残ってたんですか。

これは自然教育センターが終令幼虫2匹置いてあるところに、小さい幼虫もいたんですよ。それを、それで、そのことですね。5ミリは、多分。

大きいのは20ミリ。

それは2匹ですね。

その2匹のこと。

はい、そうです。

一番下のところで、7から9万匹が、大きくても10から12ミリというような話で、10ミリから12ミリの幼虫の話も出てきますね。

はい。

そういうものが確認できてるんじゃないんですか。

いや、これはこの飼育室っていうところがありまして、そこで幼虫、ステンレスバットっていうのが8個ぐらいあったんです。現状的に今現在のせせらぎの幼虫の大きさはどのぐらいなのかっていうところで、その幼虫ですね。の一部です。

その話をここでしたの。

そうですね、それ多分。それあれですよ。

だって、ずっとビデオを見ながら、写真を見ながら、どれだけの幼虫があるか、大きさはどうかと、こういう話をされたんじゃないんですか。

そうです。

そのときに10ミリから20ミリという話を、あなた自身がされたんじゃないんですか。

原告（反訴被告）代理人（中島）

10から20ミリという話はしていません。反訳を読んでください。

裁判長

10から12ですか。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

10から12ミリ、そういう話をあなたはされたんじゃないんですか。

そうですね、ここ、ごめんなさい。

あなたは言う場所によって、言うタイミングによって、6ミリとか8ミリとか10ミリとか、10から12ミリとか、そういうふうに大きさが違ってきてるんじゃないんですか。

何を言ってるんですか。それはね、逆でしょう。そういう形で聞くから、誘導尋問のように聞くから、そういうふうになってしまうんであって、それはちょっと聞き方に注意してほしいですね。

誘導してるんじゃないかと、あなたが言っている話が反訳書として出てきたものなんです。その反訳書の記載に基づいて言ってる数字が、その都度変わってるんじゃないですかと、私が質問してるんです。

それは、もし変わってるのであれば、大変申しわけないという部分です。

甲第203号証（陳述書）を示す

これはあなたが作られた陳述書、その8ページから水温管理の問題点ということを描きされてますよね。そして、9ページで、これは私と自然教育センターの管理時の比較ということで、表を掲げられてますね。

はい。

この表の中身を説明してもらえますか。

これは平均値を出しております。1月の最高気温、最低気温、これ水温ですかね、これ。ごめんなさい。

あなたに聞いてるんで、ちょっと分からないんですけど、8ページ、水温管理の問題ということで、9ページに表が出てくるんで、私の管理と自然教育センターの管理の水温について、どういうふうにこれを見れば分かるんですか。

これは、水温は非常に大切な生き物なんですね。蛍の幼虫にとって。

これをしっかりとしていけないといけない。幅が非常に狭いんですね。そういう一般論はいいんですけど、この表の説明をしてくださいと。

これ読めば分かるでしょう、先生。平均値が12.11だと、小さいのが12.1ですよと、最高が12.2で、1月の幅が0.1度しかないですよと、これは、はかってないですよって。ただし、自然教育センターは、こんなに幅があっていいのということなんです。

こういうふうに読めばいいんですか。この年の平成20年の、26年かな、あなたが管理した20年の数字と26年の数字を比較してるんですね。平成20年のあなたの管理した6月の水温は、平均値9.58度ということですか。

これ、ずれておりませんかね、この図。ごめんなさい。

今あなたはこれを見ながら、12.11で。

最初言ったんです、思ったんです。ごめんなさい、先生。

差がどうだこうだというふうに。

そうだね、この部分、5、6、7、8は、これがずれてます。

5, 6, 7, 8の記載がずれていて。

5, 6, 7, 8, 10までと、これ、ずれてます。

5, 6, 7, 8の記載と10までのこの数字が、時期がずれていて、正しい時期は、上の1月から4月までののが、下へ下がってこなくちゃいけないんですか。

そうです、はい、そう。ごめんなさい、先生。

あなたは本当にそういう、あなたは言う都度、話がいいかげんなんで、ちょっと聞かざるを得ないんだけど。

ちょっと待って、そのいいかげんって。

甲203号証の13ページ見てください。これペーハーでしょう。

これペーハーじゃない、これ。違う。

13ページのペーハーの数字が、今言っている9ページの。あなたは見事に今、表の説明をしたんだけど、それで。

水温ですよ。これが水温の関係ですよ、ペーハーじゃないですよ、これは。

もう一回聞きます。9ページは水温の表でいいんですか。

水温の表ですけど、日付がずれてると、ごめんなさい、年月日、年月日じゃなくて、月がずれてる。

あくまでも、これは水温の表であると。

はい。

記載した月がずれていると、こういうことですね。いいんですね。

これ全く違うんじゃないの。

月がずれちゃって書いてると。

ペーハーと・・・これは、ごめんなさい、これ図が違いますね。

もう一回聞きますよ。13ページの表を見てください。

これ水温と、こっちペーハーですよ。これ。

13ページの表と9ページの表、同じでしょう。あなたは月がずれてるだとか何とかと言ってるけど、これ全く同じ表を9ページに張りつけちゃったんじゃないですか。

そうだね。多分ね。

ずっと今説明されてたけど、月がずれてるとかと言ってたけど、違いますよね。あなたは質問すると、きちっと答えるようで、ぱっぱと答えるんだけど、きちっと見て答えてないでしょう、これ。

ごめんね。

DO値という酸素の、どれだけ酸素が水に含まれてるかとか、こういう数字ですよね。

はい、そうです。

DO値っていうのを簡単に言うとね。

はい。

これ自然の河川だと、1日の間に大きく数値が変化するという状況が見られるというのは、知ってますか。

それは、あり得ると思います。

その原因は何ですか。

それはやはり流れとか、あとそれから日光とか、さまざま要因があると思います。

流れというのは、どういう理由ですか。流れで。

水流ですね。

水流が速くなると、あるいは遅くなると。

遅くなると溶存酸素がなかなか入りづらくなるということと、水温にも、非常に水の分子が水温が高くなると大きくなるので、酸素が溶けにくくなります。

例えば水の流れが速くなると酸素が入りにくくなって、数値が低下するんで

すか。

速くなる場合は、逆に何か当たったりとかした場合には、酸素が入りやすくなると思います。

何かに当たって、例えば泡が出てる状態、石が当たって泡が出てるような状態、こうなるとDO値は上がるんですか。

飽和状態になるかどうかというの、ちょっと分からないです。数値が変化しますか。

変化、その水量にも当然よるんですよ、河川の。水量は、何で関係するんですか。

水量の多さで、水深とか幅とかっていうのはすごく変わると思います。何で水量の幅とか深さで、DO値が変化するんですか。

と思います。

そこについては、あなたは調べたことはないんですか。

余りないですね。

それで管理ができるんですか。

できてましたよ。

乙第52号証（環境測定における過飽和溶存酸素への一考察）を示す

これこちらで出した文献ですが、これは直近で出したからあれですけど、読まれてはないですか。

ないですね。

ここには、そういう水流の速さだとか水を攪拌したとか、そういうことではDO値は変化しませんと、水の中に含まれているクロロフィルを持った生物が光の合成で、光合成をして、それで日中、DO値が上がったり下がったりするんだと、こういうふうな報告になってます。

すばらしい学説ですね。

こういうのは知らないですね。

うん。

蛍のDNAについての鑑定に関して、あなたの甲203号証の陳述書を見ると、DNAの分布図の利用の仕方を間違ってるんだと、そもそも。こういうふうに非難されてますね。これは今もあなたは引き続き、そういう見解を持ってらっしゃるの。

持ってます。それはどうしてかという、各都道府県にいる蛍さんのDNAの100年前から果たしてあるのかっていうことが疑問なんです。

それはDNAそのものの中身についてだけど、利用方法、論文の利用方法について、あなたは問題だと言ってるんですよ。

余りいいとは思えないですね。

そのDNA分布図を作成された鈴木さんが、今回の板橋区のDNAの鑑定調査について、アドバイスを送られたというのは知りましたね。

知ってますよ。

甲203号証で、あなたは、自然教育センターがこの検体を持ち込んだのではないかという疑惑、これを指摘されてますね。いいですか。

はい。

この疑惑の根拠の一つとして、乖離報告書で報告されている検体の、例えば6月1日から14日までに6匹のゲンジボタルを採取して、そのうちの1匹が検体に回されたと、こういうふう書いてあるんだけど、6月1日から14日までには、ゲンジボタル6匹は羽化してないではないかと、それは業務報告書からは出てこない数字だと、したがって、その数字の乖離からすると、自然教育センターは蛍を持ち込んでたのではないかと、こういうふうに指摘されてますね。今回乙53号証という、先ほど紺野証人に示した報告書を提出させてもらったんですが、それは目を通されましたか。通してない。

通してないです。

通してない。

はい。

毎月、自然教育センターから蛍の羽化数の報告があつて、その報告書を見ると、6月1日から14日までに6匹のゲンジボタルの羽化があるという数字が、きちっと書かれてるんですが、それをごらんになってないですか。

なつてないです。

被告（反訴原告）代理人（平松）

原告のちょっと学歴、経歴について確認させていただきます。高校卒業後、法政大学に入学されたのは間違いないですね。

はい。

学部はどちらですか。

文学部です。

この御著書では、大学4年で中退したとあるけど、間違いありませんか。

はい。

著書の中には、学園紛争の余波もあつて、授業などまっとうに行われてない時代だったと、そういうこともあつたようですが、それも間違いないですか。

はい。

そうすると、大学時代にサイエンス、科学の実験あるいは計測、観察といった基礎的な手法などの教育とか指導とか、受けていないということよろしいですね。

はい。

この蛍の飼育を始められてから、茨城大学で博士号をおとりになった。

はい。

これは蛍の研究を通じて、与えられたものということで間違いないですか。

はい。

茨城大学には、どれぐらいの回数通われたんでしょうか。

月1回程度だったと記憶しています。

茨城大学でも、科学的なサイエンスの上で実験とか計測とか観察について基礎的な手法、あるいは体系的な指導とか教育というのは、受けてないということでもよろしいですね。

全く受けてないっていうことでは、ないですけど。

甲第202号証（陳述書）を示す

これはあなたの陳述書、間違いないですよ。

はい。

36ページが一番下のところからですが、
「ホタルの発光器にガンマ線を照射する実験を行なったところ、
0.3 μ SVから数値を上げていき、
0.5 μ SVで、発光器内の細胞に異常をきたすことが判明しました。」と書かれてる、これ間違いないですか。

はい。

この実験は、誰がやったんですか。

私です。

どこでやりましたか。

これは、あそこにある、茨城県にある。

あそこというのは、どこですか。

あそこというのは茨城県です。

茨城県のどこですか。

原子力研究開発機構の大洗じゃなく、すみません、ちょっとど忘れし

ちゃった、日本で最初に原子力を行ったところです。

あなたは、放射線の取り扱いに関する資格を持っていますか。

ないです。

ガンマ線の照射などは、できるんですか。

ないです。

それなのに、どうしてこういう実験ができたんですか。

これ実験っていいですか、たまたま自分の茨城大学のほうで、その加速器とかそういうものに対して、表から温度が計れないかという赤外線感知システム。

あなたの陳述書には、実験を行った、私が行ったと、ここで御証言されてるんだけど、この実験を本当に行ったんですか、あなたが行ったんですか。

私が一緒に行っていました。だから、直接ではないと思います。

どなたが行ったんですか、この実験は。

これは茨城大学の先生です。

茨城大学のどなたですか。

それは言えませんね。言えません。

なぜ言えないんでしょうか。

言えません、これは。これは生物とか、そういうことをしたらいけないということになっている部分ありましたんで、これは一生言えないねということだったんです。

一生言えないようなものを、何のために研究されてるんでしょうか。

それは別に口外するためではないので、今後のため、どうしたらいいのかっていうためですから。

じゃ何であなたは、口外してるんですか。

それは裁判になったからですよ。いろんな意味で。

この御著書にも書かれてるけどね。

はい、それは福島を救いたいと、母のふるさとでもありますんで。

もう一回お聞きします。この実験は、誰が行ったんですか。

茨城大学です。

どなたですか。

言えません。

乙第38号証（財界ふくしま（平成24年10月号））を示す

19ページの下ほどから、「『自然界のガイガーカウンター』への根拠」ということで記事が書かれておりました、20ページの最上段、一方の当事者である稲垣教授はということ書かれております。稲垣教授自身は、このような実験をされたことを否定しておりますけれど、茨城大学の方が実験を行ったこと自体、否定しておりますけれども、いかがですか。

否定すると思います、これは。それが先生の正しい判断だったと思います。

能登町との関係について若干伺いますけれども、甲71号証では、武蔵野種苗園と能登町ふれあい公社の二者の契約、合意書になってますけれども、乙6号証のような三者の契約にすることを、求めたのはあなたですか。

違います。

能登町が、あなた個人と契約することを求めたということでしょうか。

本来は区と契約をしたかったんですけども、上司のほうで、そうすると、決裁長引くので、先ほども言いましたけど、阿部頼むねっていうことで、上司のいる前で判こを押しました。

乙第6号証（売買契約書及び秘密保持契約書）を示す

この契約の締結に至る前、能登町からエコポリス協定というものを板橋区との間で結びたいという話があって、板橋区がそれを断ったということは御存じですね。

はい。

板橋区はこのような、この乙6号証に見られるような契約の当事者になることを避けたと、そういうことではないんですか。

違います。

じゃ、なぜあなたが契約書に署名押印したんですか。

先ほども言いましたけど、これを公決裁にしますと、非常に時間がか

かってしまうと、区長も当然知ってた事業だったので、それを速やかにこの事業を履行しないといけないということで、表に出すものではないから、阿部のほうで捺印をしてくれということになりました。あなたは、板橋区を代表して、契約をする権限も何もないわけですよ。

一職員でしたからね。

そのような者が署名押印をして、どうして板橋区が契約当事者になるんですか。

タイム、ごめんなさい、先生、要するに阿部が。

質問に教えてください。

何言ってるの。

質問に教えてください。

阿部が一人で、一人でやったんじゃない、これは。上司のいる前で判こ押してるって、何度も言ってるでしょう。そこを聞き飛ばしてますよ。上司のいる前で押したの、私が。それが何で阿部一人になるんですか。

阿部一人と言ってませんよ、私は。

言ったじゃないですか、今。

あなたは、板橋区を代表して契約をする権限はないわけですよ。それは御存じでしたね。

当たり前ですよ、一職員ですから。

それでも、押印したわけですか。

当たり前じゃないですか。これ、だって、役所が認めたことなので、上司がいて、判こ押してて、いいよっていうことであれば。

上司が許可するとかしないとかでは、ないでしょう。あなたに権限がないのに、判こを押してることがおかしいんじゃないかと聞いているんです。

おかしくないでしょう。それは厳密に言ったら、おかしいっていうこ

とがあるかもしれないんですけど、このときは何しろ早く契約しないといけないってことです。それが、どこがいけない。

この契約書の書式自体は、あなたが作成したものでですか。

違います。

第5条などを見てください。このような内容を盛り込むことは、能登町から要求されたんですか。

はい。

第5条、見てないじゃないですか。

これでしょう。

第5条。このような内容を盛り込むことは、能登町から要求されたんですか。

これは共同研究ということで、こちらから書きました。どこかありますかということで。

甲第83号証（メール）を示す

これはあなたがお出しになったもので、差出人、阿部宣男というところで書かれてる、あなたが差し出したものに間違いありませんね。

はい、そうです。

5行目、イノリー企画との契約書を添付しますということで、このメールに添付をして送ったものということで間違いありませんか。

能登町から来た契約書をこちらで確認して送った、添付した。

イノリー企画が甲、能登町が乙となると、内容的には弁護士2名に見ていただいたと。先ほど来、上司に、あるいは庶務係長の川平さんに報告したんだという話がありますけれども、ここには弁護士2名に見ていただいたがということのみで、上司の話が出てきませんけれども、それはどうしてですか。

それがどうしたか、それが、おかしいじゃないですか。上司との話というのは能登町も知ってるんですよ。でも、役所自体の川平さんも、これは、じゃ法律家に見てもらおうねということで、見ていただいた

んです。以上です。

ナノ銀の関係について幾つか確認しますけれども、あなたの陳述書に出てくる放射線の測定器というのが幾つか出てきますけれども、これはいずれも空間線量をはかる、いわゆるシンチレーション式のサーベイメーターということによろしいですか。

はい。

こういったシンチレーション式のサーベイメーターで空間放射線量を計測するときの手順というものが、ガイドラインとして定められていることは御存じですか。

はい。

この裁判でもお出しになっている甲14号証、甲15号証あるいは甲18号証、甲19号証などの実証実験と称するものにおいて、それらの手順を、ガイドラインに定められた手順を守らずに、測定している理由は何ですか。

ガイドラインっていうのは、これは震災でできたガイドラインだと思うんですね。御指摘してるのは。

震災後できたかどうかは別として、ガイドラインを守らなかったのはなぜですかと聞いてます。

ガイドラインを守るということは、どういうことですか。ガイドラインっていうのは、1センチではかる、10センチではかる、50センチのことを言ってるんですか。それを逆に聞きたいです。ガイドラインの要約を。

これまで最初に確認したとおり、科学において実験とか計測とか観察において、基礎的な手法があるということですがけれども、それらについて知らないから守ることができなかったと、こういうことじゃないんですか。

何を守るんですか。

裁判長

質問は分かってますか。

分かってます。

質問に答えてください。

だから、シンチレーションで。

原告（反訴被告）代理人（永里）

質問が、要はガイドラインのどの部分がこの実験に反してるのかということが明らかになってませんので、本人としては答えようがないと、どの部分がどうなのか理由を聞いてください。

裁判長

その部分を明らかにしていただいて、聞いてください。

被告（反訴原告）代理人（平松）

計測に必要なプローブを直接物に当てるなどをして測定されていますけれども、それらについて、ガイドラインを守らなかった理由を教えてください。

だって、私、物理屋じゃないので、専門家じゃないので、はい。

もう実験の手法について、先ほど小波証人から対象物を適切に設置していないと、児戯にも等しいと、こういう話がありましたけれども、何か御反論はありますか。

いや、別にないですよ。自分でやってない人に何言われようと、私は別に何とも思いません。現在同じ機械を使って、同じものを使って、同じふうにしてやって、減る、減らないだったら分かるんですけど、対照実験やってないのに、なぜ理論上だけで分かるんですか、机上でっていうことです。

科学のレベルに達していないという言説であるということに関して、御反論はないと伺ってよろしいですか。

うん、おっしゃるとおりかもしれないです。

原告（反訴被告）代理人（中島）

甲第205号証（反訳書）を示す

205号証の7ページ目、先ほど被告の代理人から、ホテル館において3万というのはマックスですか、それ以上は不可能だということを断定して質問があったかと思うんですけども、あなたは不可能だと、3万は不可能だというふうに断定してるのではなくて、3万とか4万というのは不可能に近いというふうに言ってるわけですよね。

そうです、はい。

不可能だと断定してるわけじゃないですね。

はい。

それともう一つ、同じページでお伺いしますけれども、この当時についての幼虫の大きさについては、主尋問では5ミリから8ミリぐらいというふうにおっしゃいましたよね。

はい。

ここに書いてある7ページの38というのは、大きくても10から12ミリというのは、中にはそういうものもいるという、そういう趣旨ですよね。

そうです。

ちょっと36のところをお伺いしますけども、ここに書いてある5ミリから20ミリというのは、基本的には最初の大きさの5ミリというのと20ミリというのは、大分差があるような説明のように見えるんです。このとき見ていた写真には、こういった幼虫が写っていたんでしょうか。

小さい幼虫と大きな幼虫なんです。

その大きい幼虫というのが、20ミリの幼虫なんですよ。

はい、そうです。

20ミリの幼虫は、まれに発生することはあるんですか。

余りないです。

でも。

あることはあります。

いたということは、あったんですね。

あります、はい。

その幼虫というのは、予定どおりで生育した幼虫であれば、先ほど言ったように5ミリから8ミリぐらいなんですね。

はい。

20ミリがいるというのは、それは、どうして20ミリの幼虫がいたというふうに推測されるんですか。

私は、2年越しの幼虫かなと思ってます。

そういう幼虫がいるときは、あるんですか。

あります。2年越し、3年越しっていうのもあります。

それは、どれぐらいの割合でいるんですか。

少ないです。1割もないです。

5ミリから8ミリぐらいの幼虫は、自然教育センターは見つけられましたか。

られないです。

全く見つけてないんですね。

はい。

20ミリというものだけ、見つけたんですね。

はい、そうです。

それを見て、20ミリがいるというふうに言ったと。

はい。

同じ写真に、5ミリの幼虫がいたんですね。

はい。

その5ミリの幼虫は、自然教育センターは見つけられたんですか。

らないです。

同じ写真に写ってるのに、見つけられなかったんですね。

はい。

大きい20ミリだけ見つけられたと。

はい。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

甲第184号証（パワーポイント説明資料）を示す

これは松崎さんと7月15日に会ったときに、お示しした説明の材料にしたものですよね。7枚目に、2014年1月30日の2から3令というのが出てますね。あのころ、要するに1月27日の生息調査のころの幼虫の大きさというのは、大体こんな感じだったという、そういうことですよ。

はい。

先ほど主尋問の中で、丸々と2ミリぐらいあると言ってるのは、スケールの2から3の間にいる黒い丸のところ、これを見て、2ミリぐらいと言ってるわけですね。

はい。

今の6枚目に戻って、左の真ん中に、参考資料のヘイケボタル1令幼虫、約1.5ミリの固まりとというのがありますね。これ1.5ミリのものなのであれなんですけれども、このぐらいの固まりの幼虫を数えて、数を数えるのに、大体ホテル館に来ていた方は、どのぐらいの時間がかかるものでしょうか。

これはもう土も何もないところから数える部分でも、そういっても1時間以上かかります。

甲第210号証（報告書）を示す

この中で⑨、9枚目の上のほう、トレーの中に入っている状態というのは、完全に透明性がなくて、真っ黒な状態ですよ。

はい。

この真っ黒な状態の中で、先ほどお示しした2令、3令の幼虫が見れますか。

見れないです。

時々こう動かして、何かくるっと回っているような幼虫を発見することがあり得るんですね。

あり得ます。

だけども、これで、はかっていくというのは無理ですね。

はい。

それと、今これ⑧の段階というのは27分なんですけど、私のほうでまとめた報告書のところを見ると、IからVIまでがあって、Iの最後は要するにビニールに詰めたのが最終的に24分ごろだとして、今のところがVの27分のところなんですね。

はい。

11分、12分、24分、3分か4分ぐらいのところなんで、もう50分ぐらいたってるんですね。

はい。

あのジッパーで完全に封を密封して、50分たったときの幼虫のぐあいは、どんな状態だったのですか。

死亡してます。

原告（反訴被告）代理人（高井）

一番最後のところのナノ銀に関する御質問をさっき被告の代理人からされて、最後、科学的に基礎を欠くような研究だということをお認めになるんですかという質問に対して、最後、そうですねというふうに答えだったんですけども、本当にその答えでいいですか。

現実的にベース的に科学的なことっていうと、余り自分も分からないんですけど、ただ、実際的にそういう現象が見られてるわけですから、だから、私は科学者ではないので、そういう部分で、そうですねというふうに言いました。

今回の実験の結果が幾つか出てますけども、実験のときに計測結果が正確に

なるように、意を用いてらっしゃったところはありませんか。

計測はもう厳密的に、元東北大学の先生と原子核の先生と一緒に
今現在も進めてる部分もありますので、そういう点では正確かなと、
今は思っております。

その後についても、そういったいろんな方法を学んで、現在もきちとした
方法になるべく準拠するよとということ、研究なり実験を続けられてる
ということよろしいですか。

はい。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

その研究を続けられて、以前と同様に、その放射線の減弱の効果は見られて
るんですか。

はい。

裁判官（森）

最初に板橋区の特許料の関係ですけれども、原告の御主張だと、平成14年
1月以前にホテル館と付き合いがあったところからは、特許料は板橋区はと
ってなかったと、平成14年1月以前に付き合いがあったかどうか、特許料
をとるかからないかというのは、誰がどのようにして決めてたんですか。

最初、私がそれを判断しておりました。それを上司に報告し、上司が
それをまた判断するってことです。

報告に当たっては、平成14年1月以前にこういう付き合いがありましたと
いうのを、資料を添付することとかを求められてたんですか。

はい、毎月どこから来たかという、いろんなお付き合いの方々がいま
したんで、全て報告を上げていたんですね、区のほうに。区のほうも
確かに何年、14年度以前に来てるねってことに確認をとります。
その来てた、来館してたという記録を見せて、これでとりませんというこ
を言うということですか。

そうです、名刺なり、はい。

今おっしゃった名刺でもいいんですか。

はい、名刺でも、当然ながら来てたということになりますんで。

いつということとは、分かるんですか。

分かります、はい。

名刺に書いてあるということですか。

名刺に書いてありますし、あと月報にも書いてあります。

そのあなたが記録されたものを根拠に、決めていたということになるんですか。

はい。それは信頼関係だと思います。

次に、甲121号証に出てる「ホテル飛翔に関する事項」の書面についてちょっと聞きますけれども、この作成は、小山町から求められて作成したということなんですか。

はい。

それは、どういう理由ですか。

小山町が蛍の飛ぶ小山町にしたいということだったんで、何とか失敗したときでも、小山町とした場合に、何か逃げ道を考えたと思います。逃げ道と言うと、この書面で言うと、2項のところに、もし累代飼育が小山町ができなかった場合は、板橋区のホテル館が蛍を供与するようにも読めるんですけれども、それは、そういう内容で作ったということですか。

当然ながら小山町の、ホテル館の、ホテル館の小山町を、小山町の蛍を預かってるわけではないので、まずそういうことはないだろうっていうふうに、自分では踏んでおりました。要するにそういう再生をしたところで、そういう失敗っていうのはなかったんです。

もしできなかつたら送るといときは、そういうことがあり得る内容になってると思うんですけど、板橋区の中で、その蛍を供与する可能性があること

について、特に何も言われなかったですか。

言われなかったですね、はい。なかったもので、事実。

もう一つ、ルシオラとの小山町の関係の書面で、主任技術者というところに名前が載ってる件、主任技術者として書かれていた件ですけれども、これは当初ルシオラと小山町が作ったもので、それは認識してなかったというお話を主張されてたことがあったと思うんですけど、今あなたとしては、その主任技術者として記載されることは、認識していたという御主張なんですか。

当然当時、小山町とルシオラから連絡がありました。小山町とした場合には、主任技術者の名前を書けないかということだったんですね。ルシオラ側のほうからも、こういうのを小山町から依頼になってるんですけどということで、だから、双方からいただいたんですね、その情報は。内容に関してのワードで、多分ですよ、ワードでルシオラのほうにその文書が送られていって、その旨私は上司に相談した結果、でも、いいよねと、行政間だから名前貸してもいいんじゃないのということで、ただし、板橋区という名前だけはちゃんと入れようねというふうになりました。

行政間だから名前を貸してもいいって、どういうことですか。

結構あったんです。役所同士なので、小山町と板橋区が。知ってるからねっていう感じでっていうの、あったんですね。当時はね。

甲第132号証（原告事情聴取書）を示す

もう一つ、クロマルハナバチの関係で聞きますけども、5ページの一番下のところで、これ原告の発言だと思うんですけど、このイノリー企画の関係で、成増不動産屋から八百屋が引っ越した空きの倉庫、店舗があったと、そこにクロマルハナバチを2011年のときにイノリー企画が持っていった。ただし、板橋の蛍のほうも蜂がいなくて蛍飼育ができないので、飼育に使う分はある程度は置いていったという御発言があると思うんですけど、これだけを

見ますと、板橋の蛭にある蜂をイノリー企画が2011年のときに持っていったというふうに読めるんですけど、そういうことでいいんですか。

いえ、違います。これは移動する際に、板橋の蛭と能登町に供給する蜂っていうのは分かれていたんですね。そのときに八百屋さんのほうに引っ越す際に、板橋のほうにその生態を確認で来ましたので、私がそれをしっかりと確認して、これは、じゃ行っていいよみたいなことでは言いました。

置いておいた、ある程度は置いておいたというふうな記載があるんですけど。

ある程度、ごめんなさい、これはちょっと言い方が、人事とのヒアリングなんですけど、これ弾劾裁判のようだったので、もうすごかったんですね。だから、そのときに自分のはっきりした考えというよりも、よりもですよ、このああでもないこうでもないっていう理屈づけで書いたものなんです。要するに板橋とイノリー企画とは違うっていうことを、明確にしてるんですけどね。

そうすると、今の御説明だと、武蔵野種苗園にあった能登町の蜂というのは、一度ホテル館のほうに来て、それをあなたは確認されて、それをイノリー企画に送ったと、そういうことですか。

確認だけですからね、はい。

乙第24号証（インターネット投稿文書）を示す

反訴の関係のことも少し聞きますけども、この乙24号証のブログというのは、原告御自身が書かれたものということでもいいですか。

はい。2014年ですね、はい。

この赤いところで囲まれている部分ですけども、これが、このホテル館の土地に介護老人施設を造る計画があるんだと、そういうことをお書きになっているんだと思うんですけど、今のあなたの御主張だと、これは、これもうわさを書いたに過ぎないと、そういうことなんですか。

そうです。

この乙24号証の表現もそうですけど、その日経オンラインビジネスの記事自体も、こういう事実があるんだと断定したような書かれ方をしているかと思うんですけど、あなたの御認識としては、記者が、自分がしゃべったのとは違うトーンで記事にしたと、そういうことになるんですか。

はい、そのとおりです。

裁判長

乙第9号証（業務提携契約書）を示す

23年に平成21年の日付の契約書を作ったということの関係なんですが、それで先ほどあなたはこれについて聞かれていて、上司の川平さんに確認をとったと言われたように思うんですけど、そういうことでいいんですか。

はい。

具体的にどんなふうに、あなたは川平さんに言ったんですか。

こういう文書で実績作りを能登町さんの会社のほうで欲しいということなので、これで係長、どうでしょうかって言った場合に、これは日付はちょっとさかのぼるけども、内部の資料であるから、これは協力してあげようっていうことになりました。

日付がさかのぼるけれども、あなたが言わないのに川平さんから言ってきたんですか。

はい、そうです。この日付を見て。

要するに今、平成23年に今作るわけですね。いきなり21年の日付の書面を見て、いきなり日付はさかのぼるけど、これでいこうと川平さんが言うんですか。そもそも何か意味があるんじゃないですか。

説明をしました。

何という説明したんですか、あなたは。

このように能登町からさかのぼって日付を書いてほしいんですけど、ど

うでしょうかと。

それで、どうして能登町はさかのぼって日付を書いてほしいと言ってるかということかについては、説明はされましたか。

しました。

何て説明しましたが。

これは能登町のほうで実績を作りたいということだったのでっていうことでした。

実績を作りたいって、もう少し具体的に説明されませんでしたか。

余りでしたね。そんなに問題視はなかったのです。

何の実績だと聞かれませんでしたか。

この見れば、蜂のことなので。

あなたも川平さんも、実態とは違う日付の契約書だということは分かっていたけれども、これでいこうと思ったという話になったということですか。

はい。

以上